

第 3 次三重県動物愛護管理推進計画検討会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 動物の愛護及び管理に関する法律第 6 条に基づく三重県動物愛護管理推進計画の改訂にあたり、多様な意見、情報及び専門的知識を把握するとともに、それらを必要に応じて計画に反映させるため、「第 3 次三重県動物愛護管理推進計画検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

（業務）

第 2 条 検討会においては、次に掲げる事項について意見を求めるものとする。

- （ 1 ）計画の改訂に関すること
- （ 2 ）計画の改訂に関し必要な事項
- （ 3 ）その他

（組織）

第 3 条 検討会の委員は、次に掲げる者のうちから三重県医療保健部長が委嘱する。

- （ 1 ）学識経験者
- （ 2 ）関係団体等（獣医師会等）
- （ 3 ）研究機関
- （ 4 ）関係行政機関

2 検討会に座長 1 名を置く。

3 座長は委員の互選により定める。

4 座長が欠席の場合は、座長があらかじめ指名するものがその職務を行う。

（委員）

第 4 条 委員の任期は、就任の日から平成32年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、やむをえない理由により会議に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

3 委員が異動等により補欠を生じた際には、委員をあらためて委嘱する。なお、後任の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

（庶務）

第 5 条 検討会の庶務は、三重県医療保健部食品安全課において行う。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 月 日から施行する。

第3次三重県動物愛護管理推進計画検討会設置要綱新旧対照表

改正後	現行
<p>第3次三重県動物愛護管理推進計画検討会設置要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 委員の任期は、就任の日から平成<u>32</u>年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 委員が、異動等により補欠を生じた際には、委員をあらためて委嘱する。なお、後任の委員の任期については、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年7月6日から施行する。</p> <p><u>附 則 この要綱は、平成31年 月 日から施行する。</u></p>	<p>第3次三重県動物愛護管理推進計画検討会設置要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 委員の任期は、就任の日から平成<u>31</u>年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年7月6日から施行する。</p>